

志學館大学学生懲戒処分等に関する指針

第1 交通事故等、犯罪行為等又は試験不正行為を犯した学生に対し、懲戒処分等を行う場合は、原則として別表に従い、事案の状況等を勘案して、総合的に判断する。

第2 学生が懲戒対象行為以外の行為で学生としてあるまじき行為をした場合は、厳重注意を与える。

附 則

この指針は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第1 関係)

区分	行為の内容	懲戒処分等の種類
交通事故等	・飲酒運転（酒気帯び運転を含む。以下同じ。）、無免許運転、大幅な制限速度超過違反（制限速度 30 キロ以上の超過）等の、特に悪質な運転による死亡事故又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	懲戒退学
	・ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の、悪質な運転による人身事故を伴う交通事故を起こした場合	懲戒退学又は停学
	・飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の、悪質な交通法規違反	停学
	・前方不注意等の、相当な過失のある、死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学
	・前方不注意等の、相当な過失のある、上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学又は訓戒
	・物損事故等の、事故・違反の場合	厳重注意
	※上記以外の反則金に該当する道路交通法違反については、懲戒処分等の対象としない。	
犯罪行為等	・殺人、強盗、強制性交等、放火、身代金誘拐、傷害等の、特に凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為を行った場合	懲戒退学
	・窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、過失致死、過失傷害等の、凶悪な犯罪行為を行った場合	懲戒退学又は停学
	・賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の、刑法等に抵触する犯罪行為を行った場合	停学又は訓戒

	・痴漢、のぞき見、盗撮行為等の、刑法、軽犯罪法等に抵触する犯罪行為を行った場合	停学又は訓戒
	・薬物の使用、薬物の売買、その仲介、所持等の、薬物犯罪を行った場合	懲戒退学又は停学
	・ハラスメントに起因する犯罪行為等を行った場合	懲戒退学、停学、訓戒又は厳重注意
	・ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する行為を行った場合	懲戒退学、停学、訓戒又は厳重注意
	・コンピュータ又はネットワークの不正使用を行った場合	懲戒退学、停学、訓戒又は厳重注意
	・故意により本学の財物に著しい物的損傷を与えた場合	懲戒退学又は停学
	・イッキ飲み等により未成年者或いは飲めない者等に飲酒を強制し、死に至らしめた場合	懲戒退学
	・未成年者自らの飲酒又は未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	停学、訓戒又は厳重注意
	・上記以外の犯罪行為等	停学、訓戒又は厳重注意
試験不正行為	・替え玉受験、試験問題の不正入手等の、本学が実施する試験等における特に悪質な行為	懲戒退学又は停学
	・ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等の、本学が実施する試験等における上記以外の不正行為	停学、訓戒又は厳重注意
	・本学が実施する試験等における不正行為の教唆又はほう助行為を行った場合	懲戒退学、停学、訓戒又は厳重注意
	・本学が実施する試験等において、試験監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓戒又は厳重注意